

健全化判断比率と資金不足比率 すべての判断指標で財政の健全性を確保

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

平成28年度健全化判断比率の状況 (単位：%)

	平成28年度 算定値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	-	12.16	20.00
②連結実質赤字比率	-	17.16	30.00
③実質公債費比率	3.7	25.0	35.0
④将来負担比率	20.4	350.0	-

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表示します

平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。また、公営企業会計においても資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は必要ありません（比率算定の基礎となる関係書類は、市ホームページをご覧ください）。今後も行財政改革を推進し将来負担等の適正化に努め、財政の健全性を維持していきます。
問い合わせ／財政課（内線2233）

鴻巣市の資金不足比率の状況 (単位：%)

会計名	平成28年度 算定値	経営健全化 基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表示します

公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業規模に対する比率です。この比率は、経営の健全性を示す指標で、その判断基準として「経営健全化基準」が設けられています。
問い合わせ／水道事業会計＝水道課経理担当（内線3142）、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計＝下水道課経理担当（内線3232）

浄化槽一括契約制度をご利用ください

浄化槽を使用している方には、①清掃（汚泥等の引き抜き）、②保守点検（消毒液の補充等）、③法定検査（処理水の検査等）の3つの維持管理が法律により義務付けられています。これまでは、浄化槽管理者が清掃業者などとそれぞれ個別契約しなければなりませんでした。この手続きを簡素化するため、清掃業者又は保守点検業者が窓口となって一括して契約し、清掃、保守点検、法定検査の実施時期等を総合管理する一括契約制度を利用することができます。この制度を利用することにより、個々に契約を依頼する必要がなく、清掃・点検等の頼み忘れがなくなります。

一括契約制度の流れ／下図参照



問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当(内線3121)

～訪問説明のご案内～

県から委託された市シルバー人材センター職員が訪問し、浄化槽の維持管理義務と一括契約制度について説明します。
期間／11月～12月（予定）
対象／浄化槽を利用している方
その他／訪問者は顔写真入りの身分証明書を携帯します



農業委員と農地利用最適化推進委員を募集

本市は、県内でも有数の農業が盛んな地域で、米麦を中心とした土地利用型農業や花卉、果樹、野菜等の施設型農業、畜産業等が行われています。一方で、農業者の高齢化や農家の後継者不足等により、今後、農地の維持が難しい状況になりつつあります。

このような状況の中「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が公選制から市議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更になりました。

また、農業委員会は、農地等の利用の最適化を推進するため、区域ごとに新たに農地利用最適化推進委員を委嘱し、農業委員と連携して取り組む体制を整備していくこととなりました。このため、次のとおり各委員を募集します。

共通事項

申込み/10月30日(月)~11月30日(木・必着)に、推薦・応募書類に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送で下記問い合わせ先へ(〒365-8601中央1-1)※募集要項及び推薦・応募書類は、10月25日(水)から下記問い合わせ先で配布(市ホームページにもあります)。

農業委員

募集人数/13人(選考)

応募資格/農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方

※任命にあたり、認定農業者が過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立委員が1名以上含まれること、青年や女性の積極的な登用に努めることとなっています

任期/平成30年4月1日~平成33年3月31日 報酬/月額30,600円

職務内容/農地法等に基づく許認可事務等について総会での審議・決定や、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進)についての現場活動等を行います

問い合わせ/産業振興課農政担当(内線3169)

農地利用最適化推進委員

募集人数/22人(下表のとおり担当区域ごとに募集・選考)

応募資格/農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

任期/委嘱の日~平成33年3月31日 報酬/月額30,600円

職務内容/担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進)について、現場活動等を行うとともに総会に出席して意見を述べることができます

問い合わせ/農業委員会事務局(内線3130)

担当区域	募集人数										
鴻巣	1人	常光	2人	田間宮	1人	屈巢	2人	共和	2人	下忍	1人
笠原	3人	箕田	2人	馬室	2人	広田	3人	吹上	1人	小谷	2人

平成29年度 第2回 合併処理浄化槽設置補助金の募集

受付期間/10月23日(月)~31日(火)の平日9時~16時

補助予算額/10,977,000円 ※予算額を上回る申込みがあった場合は、11月2日(木)の10時に本庁舎大会議室で公開抽選。補助予算額に到達しない場合は、12月22日(金)まで随時受付(補助予算額に到達次第受付終了)

補助限度額一覧/下表参照

人槽	浄化槽設置費	配管工事費	撤去処分費
5人槽	362,000円	161,000円	60,000円
7人槽	444,000円		
10人槽	578,000円		

※浄化槽設置費は、転換に要した費用の2分の1又は左表の額のいずれか少ない額を上限とします
※配管工事費及び撤去処分費は、当該処分に要した費用に相当する額(1,000円未満切り捨て)又は左表の額のいずれか少ない額を上限とします

その他/補助金交付条件等の詳細は、広報かがやき4月号又は市ホームページをご覧ください

申込み・問い合わせ/環境課に備えの申込書(市ホームページにもあります)に必要事項を記入のうえ、環境課廃棄物・リサイクル担当(内線3121)

